

予算決算審査特別委員会（3月11日）

開会（9：00）

○渋谷英彦委員長 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、予算決算審査特別委員会を開会いたします。

本日11日の審査順序は、健康福祉部、市民部の順で進めます。

なお、同じ事業の質疑通告が多数ありますので、同じ質疑を繰り返すことがないように、御発言には御留意願います。

それでは、審議に入ります。

最初に、議第1号「令和3年度焼津市一般会計予算案」中、健康福祉部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

初めに、ナンバー1の質疑について、青島委員からお願いいたします。

○青島悦世委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

歳出3款1項1目、社会参加事業費の中から、市単独社会参加事業、このうち、1点目、福祉車両貸出事業費について、所有台数、貸出状況、料金について伺います。

②として、中学生対象点字講習会事業の現状、実績回数と予定をお聞きしたいと思います。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 地域福祉課長の橋ヶ谷です。よろしくお願いいたします。

最初に、福祉車両の貸出事業についてですが、使用車両は5台です。

貸出状況の利用実績ですが、令和元年度は延べ392回、1,130人、本年度は2月末時点で述べ272回、766人となっております。

新年度予算では、この事業実績を踏まえまして、延べ400回、1,200人程度の利用を見込んでおります。

車両の使用料は無料です。

次に、中学生対象点字講習会事業ですが、令和元年度は、コロナ禍の影響により開催を見送っております。本年度、令和2年度につきましては、3月14日日曜日に開催予定です。

当初予算では、例年どおり1回の開催を見込んでおります。

以上です。

○青島悦世委員 範囲、中学生対策という、5人という選択の範囲ね。全体にかけているのか、全校にかけているのか、どういうふうに呼びかけているの。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 対象につきましては、市内の中学校を全部対象にしまして、応募のほうをさせていただいております。

○渋谷英彦委員長 ナンバー2、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 3款1項1目、生活困窮者自立支援事業費についてお願いします。

1つ、ここに書かれている金額、これのそれぞれの支援費の詳細、増額の内容、あと、自立する見込みについて、何をもって自立とするのか、それをお尋ねいたします。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 最初に、生活困窮者自立支援事業費2,215万8,000円の詳細に

ついてですけれども、生活保護受給者並びに生活困窮相談者への就労支援を行う会計年度任用職員2名の雇用に関わる報酬、社会保険料、手当等が538万5,000円、住居確保給付金が1,183万4,000円、住居のない方への一時生活支援に関わる委託料が153万円、子どもの学習生活支援事業費委託料が327万5,000円、その他研修費、旅費等が13万4,000円となっております。

増額の要因ですけれども、家賃を支給する住居確保給付金の申請が増加していることから、新年度においても適切に執行できるよう予算額のほうを見込んでおります。住居確保給付金のほうが約1億円程度、増額をさせていただいております。1,000万円ですね。すみません。

続きまして、自立見込みについてございます。

自立の状況につきましては、令和3年1月31日現在、本年度の住居確保給付金利用者が108件、そのうち16件で就労が決定しました。

そのうち10件で年収が回復したことにより、利用が中止をされております。

47件が、利用の延長、回数が決まっておりますので、延長の申請がありませんでしたので、その方も回復したということで、合計73件の方が自立をしたということで、67.5%の方が自立していただいたと、こちらとしては捉えております。

また、生活保護受給者等を対象にする就労支援事業、こちらのほうも、利用者が42件中、就労の決定した方が11件ありましたので、自立した方が26.2%となっております。

説明は以上です。

○杉崎辰行委員 効果が出ているということでしたら非常にありがたいことですが、傾向として、今増えているというお話がありました、住宅確保の件。

この辺は、今後どうも、この状態でいくと増えていくのかという予想が立っているのかということですね。

それと、自立というの、なかなか難しいんですけれども、先ほども申請が、要するに再申請をするのやめたとおっしゃったんですけれども、そういう方の調査なんかはなされているのかどうかということをお尋ねします。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 住居確保給付金の申請につきましては、コロナ禍の影響で当初かなり伸びておりましたけれども、最近は大分件数も減少していますので、今、今後どうなるかということありますけれども、そこは、新型コロナウイルス感染症もこんな状況かなということで、現状としては大分落ち着いてきているという状況です。

あと、再申請の関係ですけれども、こちらにつきましては、対象の方に通知を差し上げてどうするかということをお願いしています。必要によっては直接電話をして、本人に聞き取りをして、しますかというところをやっておりますので、そういった中で、御本人が判断をされて、再申請はしないということで、こちらのほうは認識をしております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 質疑は一問一答ということでやっていますので、できるだけ、1つつで処理していくような質疑形式に持っていただけたほうが答弁しやすいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、ナンバー3、太田委員。

- 太田浩三郎委員 私どもは、3款1項1目の生活困窮者自立支援事業費のほうです。  
生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習支援等が行われていると思いますが、対象者は何人ぐらいですか。
- 渋谷英彦委員長 初めはやっちゃっていいですよ。
- 太田浩三郎委員 学習支援は、義務教育対象者だけですか。  
この2点です。
- 橋ヶ谷正巳地域福祉課長 最初に、生活困窮者自立支援事業におきましての子どもの学習生活支援事業についてですけれども、対象者数は30人程度を新年度予算で見込んでおります。  
続きまして、対象者ですけれども、義務教育対象者のうち、学習並びに生活支援事業の効果があると考えられる中学生を中心に、小学校3年生以上を対象としております。  
以上でございます。
- 太田浩三郎委員 そうすると、高校生は入らないということなのね。
- 橋ヶ谷正巳地域福祉課長 高校生は対象としておりません。
- 太田浩三郎委員 それで大丈夫なんですかね。  
一番多感期の、思春期の子どもたちを、高校中退というような形に追い込むような恰好になるうかと思うんだけど、その辺は大丈夫。捉え方でよろしいですね。
- 橋ヶ谷正巳地域福祉課長 こちらの学習支援事業につきましては、利用者の学習習慣の獲得並びに生活習慣に関する相談支援を目的として、とりわけ、高等学校への進学を促進するというところで、本市につきましては、実施をしております。そういった状況から、高校生は対象としておりません。  
なお、全国的にも、おおむね、本市と同じように、中学生を対象としているところが、自治体が多いという状況でございます。  
以上でございます。
- 渋谷英彦委員長 では、ナンバー4、深田委員。
- 深田百合子委員 3款1項1目、成年後見制度利用促進事業費678万円の内訳について伺います。  
1、成年後見利用促進の検討会議の役割とメンバー及び専門職の謝礼金額。  
2、成年後見利用促進懇話会の目的とメンバー及び委員の謝礼金額。  
3、成年後見支援センター事業委託料の内容と金額。  
4、3市1町推進委員会負担金の均等割額、人口割額、運営費、市民後見人養成講座、以上について伺います。
- 橋ヶ谷正巳地域福祉課長 最初に、成年後見利用促進の検討会議に関することですがけれども、役割といたしましては、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所が受けた権利擁護に関わる相談のうち、相談事業所だけでは判断が難しい案件がある場合に検討会の開催をしていくこととなります。  
内容としましては、申立人の調整、市長申立ての必要性、本人にふさわしい後見人候補者等の検討などを行います。  
メンバーにつきましては、成年後見支援センター職員、相談事業所職員、ケアマネジャー、市職員、司法書士などの専門職により構成をする予定でおります。

専門職団体から司法書士などの専門職を派遣してもらった場合につきましては、謝礼金額として1回1万円の支給を予定しております。

次に、成年後見利用促進懇話会に関することですが、まず、目的としましては、成年後見利用促進基本計画の進捗に対する意見や、成年後見支援センターの運営に対する意見等を出していただき協議する場ということで、設置をするものでございます。

メンバーは、弁護士、司法書士、大学教授などの学識経験者、医師、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所職員、金融機関関係者、民生委員等により構成のほうを予定しております。

こちらの委員の謝礼金額ですが、委員長が1回6,500円、その他の委員の方が1回6,000円を見込んでおります。

続きまして、成年後見支援センターの委託料の内訳ですが、人件費に関わる部分が501万円、事業費、事務費に関わる部分が44万7,000円となっております。

最後に、3市1町成年後見推進事業負担金に関することですが、藤枝市、島田市、川根本町及び本市から構成される3市1町成年後見推進事業の市町負担金の内訳ですが、均等割額が23万4,000円、これは本市における均等割額が23万4,000円、人口割額が56万1,000円の合計79万5,000円となっております。

均等割額は、月に1回開催しております3市1町推進委員会の運営費として、また、人口割額は市民後見人養成講座に関わる経費として使用していく予定でおります。

説明は以上です。

○深田百合子委員 推進委員会は、月に1回開催されていくということなのですが、上記の検討委員会と懇話会は、開催の頻度はどのくらいでしょうか。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 まず、懇話会につきましては、年2回程度を予定しております。

あと、検討委員会につきましては、こちらも毎月、年12回を予定しております。

説明は以上です。

○深田百合子委員 私もこの制度で、昨年ある人、市民の方が保佐人という後見人に、裁判所に書類を申請し、申立てをして、保佐人になったんですが、この方に聞きますと、やはり裁判所の費用、そして、今度、保佐人になったら、その方の、その前に医師の診断書が必要だと言われて、その医師の診断書を書いてもらうのに、いろんな医院、開業医だとか、病院とか、当たったんですけど、なかなか市内で、今までかかっていないと診断書を書いてくれるところがなくて、結局、市外の病院で書いてもらったということをお聞きしました、とても大変だと。

その後に、アパートを探したら、今度は不動産屋さんが、組長ができないと駄目ですよ。そういうことで何件も断られたということで、とても保佐人をやるのに、費用もかかるし、精神的な負担というのもすごくかかるということをお聞きしました。

地域福祉課にも相談が来ていると思うんですが、これからこういう事例などの相談とか、体験談とか、そういうことの検討は、この中に含まれますでしょうか。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 そういった質問につきましては、各相談事業所等からまとめて、それに基づきまして、検討会議のほうで検討させていただいて、そういった問題点とか、そういったところを十分意見を出し合って、検討して、方向性を決めていって、

後見が必要であれば、そういった方向へしっかり具体的に進むように、この会議の中でサポートしていくということで、促進を進めていきたいと考えております。

以上です。

○深田百合子委員 専門家、弁護士さんや司法書士さんなどの後見人の場合は、報酬が月に20万円とか30万円とか、所得によって違うと思うんですが、あるんですが、関係者、市民後見人と言ったらいいのか、親族と言ったらいいのか、そういう方がなった場合には、本当にスズメの涙ほどしか出ないということなんですが、焼津市は、任意後見人と法定後見人の制度が分かれていて、法定後見制度の中には、後見人と保佐人と補助人ということでもまた分かれていると思うんですが、どの後見人を増やそうということを考えられているのでしょうか。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 今、深田委員から御説明ありましたが、法定後見制度につきましても、後見人、保佐人、補助人の3つの種類が分かれております。

こちらについては、その方の申立てに基づきまして、どの類型に入るかは最終的に家庭裁判所が判断することになります。

こちらの焼津市で取り組んでおります市民後見人養成研修につきましても、要は、後見に限らず保佐人、補助人として選任されることも含めて、いろんな研修とか、対策を行ってまいります。

以上です。

○深田百合子委員 市民後見人と法定後見人を主に進めていくということというのが計画のほうにも書いてあるんですけども、実際、法定の後見人だと、なかなか専門用語が多くて難しいと思いますので、主に保佐人がこれから増えていくし、求められていく、市民にとっては、まず、対応が保佐人のほうがやりやすいのではないかなと私は思いましたけれども、それでも、司法書士さんの相談が必要だし、いろんな準備にこうした手間や時間やお金がかかるということで、そうした費用負担についても今後検討していただけるということ、ありますでしょうか。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 御指摘のとおり、費用につきましても大きな問題ですので、そういったところも含めて検討していければと思います。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー5、川島委員。

○川島 要委員 私も成年後見制度利用促進事業費についてでございます。

今年度からスタートした支援センター、スタートしましたが、この通告書には、去年の6月開設と書いてありますけれども、正確には去年の5月開設でございました。訂正いたします。

まず、この事業がスタートしてきましたけれども、それまでの、まず、この成年後見制度の相談というか利用状況について、まず1点目、確認をしたいと思います。

それから、去年の5月からの成年後見支援センターへの相談件数と新年度の見込みについて伺います。

3点目は、今、予算の内訳をお聞きしましたので、結構です。

それから、4番目、市民後見人養成講座への参加状況。昨年、募集がされておりましたけれども、どんな方が、何人ぐらいこの養成講座に申し込まれて、今、講座を受講されているのか、状況をお聞きしたいと思います。

それから、成年後見制度、いろんな問題や課題がいっぱいあると思いますけれども、昨年の5月からスタートした中で、今後の課題とか問題点等が、もし明確になっているところがあればお聞きしたいと思います。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 最初に、成年後見制度の利用状況でございますけれども、令和2年11月4日時点で276人の市民の方が利用をされております。

次に、成年後見支援センターでの相談受付件数ですけれども、本年度1月末時点で91件となっております。新年度におきましては、年間130件程度を見込んでおります。

次に、3市1町で開催している市民後見人養成講座の本市からの参加状況ですけれども、平成29年度から令和元年度までで、講座修了者は13名でした。なお、今年度につきましては、5名の方が受講をさせていただいております。

最後に、課題ですけれども、3点、大きな課題がありまして、1点目につきましては、より多くの市民へ成年後見制度の理解の浸透を図っていく必要がある、もっと市民に周知をしていく必要がある、知っていただく必要があるということが1点目です。

2点目としましては、権利擁護を必要としている人に比べて、実際に使っていただいている利用者の方が少ないというのが2点目です。

3点目につきましては、後見人等の担い手、実際になっていただける方の人材が不足しているということが、3点、大きな課題として捉えております。

以上です。

○川島 要委員 ありがとうございます。

本当に、これからの先の社会を見たときに、成年後見制度というのは非常に重要な制度になってくると思います。

今、課題等、言っていただきました。まさに、まだまだこの制度を知らない方が非常に多くて、我々のほうにも相談をいただいたりしますけれども、やっぱり相談する側もちょっと躊躇したりして、また、どうしたらいいかというところがいっぱいありますので、また、ぜひ周知徹底のほうを、力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー6、川島委員。

○川島 要委員 続きまして、3款1項3目、重度心身障害者援護費についてでございます。

①重度心身障害者タクシー利用の助成状況について伺います。

②重度心身障害児（者）及び介護者へのはり・きゅう・マッサージ治療助成状況について伺います。

③新年度予算が今年度よりも60万円ほど減額されておりますけれども、この理由を伺います。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 最初に、タクシー料金助成事業ですけれども、令和元年度は2万1,107件で、1,276万2,210円、今年度は、2月末時点で、延べ1万9,008件、1,169万5,780円となっております。

新年度予算におきましては、このような利用実績を踏まえまして、2万件、1,200万円を見込んでおります。

次に、はり・きゅう・マッサージ治療費助成事業ですけれども、令和元年度が143件、

14万3,000円、今年度は、2月末時点で、延べ97件、9万7,000円となっております。

新年度予算におきましては、140件、14万円を見込んでおります。

最後に、予算の減額ですけれども、これまでの利用実績等を踏まえて、内容を精査した結果、減額したものでございます。

なお、現在の助成制度につきましては、新年度においての変更はありません。引き続き同様の助成を行ってまいります。

○川島 要委員 ありがとうございます。

対象者というのは、かなりその年によって増減というのはあるんでしょうか。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 まず、最初に、タクシーの助成のほうですけれども、回数については年度でばらつきはありますけれども、おおむね2万件程度の利用がされている状況でございます。

また、はり・きゅう・マッサージにつきましては、こちらの件数につきましては、ばらつきがありますけれども、平成30年、令和元年度につきましては、150件、140件程度でございますので、そちらの回数として、今回、見込みをさせていただいております。

○川島 要委員 ちょっと質疑が違うんですけど、重度心身障害者の方の人数というのは、推移、捉えているでしょうか。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 重度心身障害者の方につきましては、おおむね、人数的にはある程度固定をされている方が対象となっております。

○川島 要委員 具体的な人数があれば、どれぐらいか。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 資料は、すみません、今手持ちにありませんので、また後で人数のほうは御報告をさせていただきたいと思っております。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー7、藁科委員。

○藁科寧之委員 私からは、在宅重症心身障害者短期入所利用活動事業費について伺いをいたします。

重症心身障害者の短期入所施設が不足している現状の中での事業であると思っておりますが、本事業から、短期入所可能な期間、入所できる人数について伺います。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 最初に、短期入所可能な期間ですけれども、障害福祉サービスの利用者ごとにサービス利用計画に基づきまして、症状によって、1月当たりを利用できる日数がその方によって変わってきますので、その日数が利用できる日数になります。

次に、焼津市立総合病院でこのサービスの利用できる人数は、1日1人ということで想定をしております。

以上でございます。

○藁科寧之委員 医療的ケアを必要とされる重症心身障害者が増加しているとも聞いておりますので、現在、利用されている状況はどんな状況か、お答えいただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 病院につきましては、市外の医療型短期入所サービスの機関ですけれども、こちらについての利用の人数ですけれども、平成31年度実績ではございますけれども、14人の方が利用されました。

以上です。

○藁科寧之委員 本事業、保護者、また、御家族の方にとっては大変心強い事業のように思います。これから、実施を推進されていくことを、より深めていただくことを期待いたします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 ナンバー8、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 私も同様に、同じことですがけれども、新規で発生した事業だと思いうですけれども、この事業の背景、2番目に、入院診療単価と医療型短期入所に係る報酬との差額の交付のということの説明をお願いいたします。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 最初に、在宅重症心身障害児（者）利用確保事業の背景でございすけれども、障害者総合支援法に基づきます短期入所を行っている事業所のうち、医療ケアが必要な重症心身障害者が利用できる医療型短期入所事業所は、市内では、これまでございませんでした。

そのため、利用を希望されている方の多くが、静岡市のほうの施設を利用しているという実態があります。

静岡市までの移動につきましては、保護者や本人にとって負担が大きくなっており、市内にあれば負担も軽減できるという御意見もいただいております。

そういった背景によりまして、令和3年1月焼津市立総合病院が短期入所の事業所指定を取得して、本事業を実施しているといった背景でございす。

次に、入院診療単価と医療型短期入所に係る報酬との差額交付についてでございすけれども、医療機関で短期入所サービスを実施した場合、通常の入院による診療報酬単価と比べて、こちらのサービスによる報酬が低いという課題があります。

この課題を解決するために、焼津市立総合病院に対して、静岡県補助制度を利用しながら、その差額を交付することで病院運営を支援していくという新たな事業でございす。

以上です。

○杉崎辰行委員 市内に大きな病院、ほかにもございすが、そこらは、この認定は取っていないということではよろしかったですか。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 指定のほうは取ってございせん。

○杉崎辰行委員 ここでいう心身障害児（者）となっていますが、これは対象に年齢制限はございすか。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 こちらについては、年齢制限はございせん。

○杉崎辰行委員 口語の表現かもしれないんですけど、あえてここに心身障害児短期入所という言葉を使っているわけですね。これ、このままでいいのかどうか、これは法のほうの問題かもしれないんですが、ここでちょっと疑問を持ったものですから、尋ねてみました。説明できたら、お願いします。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 こちらの事業の正式名称というか、こちらについては、児・者、児だけでなくて、者も入るということで、児・者。

○石原孝之委員 年齢制限ないんですね。

○渋谷英彦委員長 石原委員、質疑のときは手を挙げなきゃ駄目だよ。

なので、今の、ちゃんともう一度精査してください。



○杉崎辰行委員 今、分かりました。年齢の制限はないと。

ただ、表現が児・者と、児と者をなんで分けるんだろうなということの説明ができた  
ら、分けるというか、こんな表現しないで、障害者という言い方の中で、くくりの中で  
入らないのかなと思ったもので。

これはいいですよ、法の問題あるもので、もし説明できるならしてください。我々に、  
児と者を分ける根拠があるのかなと思って。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 こちらのほう、予算上の言い回しですけれども、法律上、児、  
いわゆる児童の部分と、それの上の方の部分とでちょっと変えていますので、こちら、  
分かりやすいように、両方の方が対象になるということで、児・者ということで整理の  
ほうはさせていただいております。

○渋谷英彦委員長 では、次に行きます。ナンバー9、鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長 同じ質疑ですが、大体、中身は分かっています。

1点ですけれども、薫科委員の質疑の御回答で、短期入所の可能な期間の中で、症状  
によって日数が異なりますよという課長からの御説明がありましたけれども、例えば物  
すごい重い人の場合幾日で、ぎりぎり軽症の方で何日という、最長で何日、最短で何日  
という、そういうのが分かったらお教えてください。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 こちらについては、基本的には月7日程度が標準というか、  
多い状況でございますけれども、症状によってありますので、すみません、最長とい  
うことで言いますと、特別決まりはありませんので、症状によってということでお答えを  
させていただきたいと思えます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

それから、あと、杉崎委員のときに、入院診療単価と医療型の短期入所に係る報酬、  
医療型の、ようするにショートステイの場合のほうが安いので、それを補うために、今  
回、県の補助で病院の負担を軽減するという御回答がありましたけれども、今回、238  
万2,000円という予算額ですけれども、令和3年度については、大体その見込み人数と  
いうか、回数というか、それはどれぐらいに設定をしての238万2,000円なんですか。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 新年度予算につきましては、利用者人数を8人の方が、大体、  
おおむね2か月に1回程度、1泊2日御利用するというので、96日分を見込んで、予  
算のほうを計上させていただいております。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。96日分、8名の方をほぼ見込んでいると  
いうことです。

それと、あと、入所できる人数が、1日1人ということで、薫科委員のときに御回答  
がありましたけれども、重度障害児・者の場合というのは、医療的ケアがやっぱり伴う  
もんですから、どうしてもそれを面倒見ている方が病気ですとか、あるいは何かの用事  
でお宅を離れないといけないときにこういう施設にお世話になるわけなんですけれども、  
それが例えば重なっちゃった場合、お二人受け入れないといけないよといった場合とい  
うのは、市立病院じゃないものですから、何とも課長では答弁しにくいかもしれませんが  
けれども、そうやって重なってしまった場合というのは、ある程度想定されております  
でしょうか。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 こちらの制度につきましては、病院事務局とも打合せを重ね

まして開始のほうをさせていただきました。

そういった中で、まず、今、委員御指摘のとおり、対応する医療従事者がかかりっ切りになったりとかします。まず、病院としての体制、そちらがやはり大事になってきます。

そういった中で、病院として今考えているのは1日1人ということでございます。あとは、病院のほうで、そういったことが発生した場合に、そういった体制で受入れができるかどうかというのは病院の判断になりますので、私のほうではということで、御了承いただきたいと思っております。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

受け入れていただけるということを希望したいと思っておりますけれども、8人分と、96日分ということで、今回この予算立てになっているんですけれども、それってこう重なっちゃったりとか、あるいは、焼津市内には、そういった重心の方を受け入れる施設がないということで、もしかすると、そういった重心の方をお持ちの御家庭では大変喜ばしく思っていて、御利用が増える可能性があるわけですが、仮に、補助額をオーバーした場合というのは、そこでカットになるわけですか。それとも、県のほうに補正という形でもってさらに申請できるものなのか、あるいは、市の市単で賄うのか。その辺を教えてください。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 こちらのほう、県の補助申請につきましては、当初見込みを出させていただいて、利用実績に応じまして変更等をさせていただきますので、上限のほうはございません。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー10、岡田委員。

○岡田光正委員 それでは、3款1項9目、日中活動訓練等給付費について伺いたと思います。

それぞれ、就労継続給付費、それから、就労移行給付、自立訓練給付という具合に分かれているわけですが、その具体的ないわゆる内容について教えていただけたらありがたいなど。

それで、それぞれ、やはり訓練対象者、それは現在どのぐらいいるのか、それから、この資金というのは、直接本人給付じゃないんですね。その辺を教えてください。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 最初に、就業継続給付費ですけれども、こちらの内容につきましては、一般企業等で雇用されることが困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うものでございます。

利用者数は307人、利用施設数は42か所を見込んでおります。

次に、就労移行給付費ですけれども、こちらは、就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを行う支援と、その後の一般就労した方が継続して就労できるよう、支援してもらうものがあります。

利用者数は29人、13施設を見込んでおります。

次に、自立訓練給付費ですけれども、自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を行うものでございます。

こちらについては、利用者数は8人、利用施設数は5か所を見込んでおります。

こちらの給付費につきましては、実施をされている事業所のほうに給付をさせていた

できます。

以上でございます。

○岡田光正委員 だから、それこそ、今おっしゃった一般企業等での就労が困難な、書いてあるとおりの方、具体的に今どういうことをやっているのか、教えてもらえます、それぞれの施設で。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 こちらにつきましては、その方の症状の程度によって変わってきます。

働くことが難しい方につきましては、自立訓練給付で、働く方の体験というか、そういったところをさせていただいております。

あと、就労継続給付でございますけれども、こちらの方は、もう一つレベルを上げて、就労に向けてやっていただいております、例えばこちらのほうの、A型、B型分かれています、中には、ある程度雇用契約を結んで、それに伴って働いた賃金をもらうといったところのような支援も行っております。

最後に、就労移行につきましては、こちらはもう、中には実際に障害者雇用、あとは、一般雇用がありますけれども、働いている方も対象にして、その方が引き続き企業等で働けるような、そういったところを支援していくというところで、各事業によって、その方に合った就労支援をしていくといった内容になってございます。

○岡田光正委員 ちょっとあれなんだけれども、正直、私どもの焼津市の健康福祉部さんがその程度の認識というか、申し訳ないんだけれども、言い方が、それぞれやっぱり今、どういった施設で、どういった訓練をやっているのか。このぐらいまで、できれば把握をしていていただきたいんです。

というのは、同じようなことをそれぞれいろんな形でやっているとは思いますが、内容をいろいろ聞いていきますと、同じB型でも全然やっている内容が違ったり、本当にこれで一般の企業に就職させるための準備をしているのかどうなのかといったような内容が全然違ってくるわけですよ、内職的なことをやらせていたり。

それぞれ、やはり本来の趣旨に従った予算執行が行わせるように、ぜひ注意深く見ていていただきたいなど。

それぞれの施設がどんなことをやっているのか、ぜひ一度調査をお願いできたらありがたいと思ひまして、この質疑をしました。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー11、川島委員。

○川島 要委員 私からは、3款1項9目、障害者虐待防止事業費56万9,000円でございます。

虐待被害者への一時保護の状況ということと、この状況というのは、どんな虐待のケースで、何件ぐらいあって、何人ぐらいの方が保護されているのか。

また、もし対策等があれば教えてもらいたいと思ひます。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 最初に、虐待被害者の一時保護の状況でございますけれども、令和2年2月末現在、障害者の虐待に関する通報が6件ありましたが、事実確認を行った結果、障害者虐待であると判断した案件はございません。

もう一度言わせていただきます。

今年度につきましては、現在、虐待に関する通報は6件ありましたが、虐待に至った案件はありません。

以上でございます。

○川島 要委員 まだ全て回答をいただいているんですが、どんな虐待の状況があったのか、ケースを教えてください。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 通報の内容ですけれども、親からの虐待が疑わしい案件が3件、兄弟からの虐待が疑わしい通報が1件、あと、配偶者からの虐待が疑わしい案件が1件、あとは、施設職員からの虐待が疑わしい通報が1件という内容となっています。

○川島 要委員 分かりました。

一応、通報が6件あって、最終的に保護までは至らなかったということだと思えます。こういったことも家庭内の中で、様々な状況の状況の中であると思えます。

なかなか対策というのは難しいと思うんですけれども、引き続き法令にのっとってよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、ナンバー12、増井好典委員。

○増井好典委員 私から、歳出の3款1項9目、育成医療給付費に関してです。

令和元年、予算のベースでいきますと、3年にわたり予算が減少していますが、その理由を教えてください。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 予算額についてでございますけれども、給付件数、給付費ともに、ここ数年、減少傾向が続いておりますので、予算の算定に当たりましては、この実績に基づきまして、新年度予算が減額ということで計上のほうをさせていただいております。

なお、状況でございますけれども、こちらについては、最近、子ども医療、こちら18歳未満の子どもを対象とした医療でございますけれども、最近、子ども医療のほうが大分充実をしております。

そういった中で、この対象の子どもは、子ども医療を使うのか、それとも、こちらの育成医療を使うのかという選択の中で、そこの選択につきましては、保護者のほうでどちらを使うかということになりますので、そういったところで、子ども医療の充実というところがこちらの給付の減少につながっているのかなというところも少しあると考えております。

以上でございます。

○増井好典委員 細かい数字的なものは、また必要に応じて、また個別に伺いたいというふうに思えます。

ただ、どんどん減っていきますと、衰退という形で周りが見てしまう。そうすると利用者が減ってくる、また、利用者の認知のほうも少なくなってくるというふうなマイナスの部分が出てしまうと非常にいけません。

これはやはり、もう一度、ちゃんとそういったものが周知されているのかどうなのか、そこのところも御検討いただければというふうに思えます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 ここで空気の入換えを行いたいと思えます。暫時休憩し、10時10分再

開いたします。

休憩（10：00～10：08）

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査を続けます。

ナンバー13、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 引き続きの款項目、同じでございますけれども、説明資料のページが66ページですので、すみません、68ページになっていますが。

更生医療給付金についてお伺います。

この更生医療の内容についてお伺いたします。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 更生医療給付費でございますけれども、身体障害者に対して行われる、その更生のために必要な医療費を給付するものでございます。

その主な内容といたしましては、腎臓機能障害に関わる人工透析治療、腎臓機能障害、肝臓機能障害に関わる腎臓移植手術や肝臓移植手術に係る費用、免疫機能障害に関わるHIV治療、免疫調整治療などが主な治療の内容となっております。

なお、人工透析治療などが1人当たり、年間700万円程度かかる高額なケースもありますので、対象者によっては予算に大きく増減するというような傾向となっております。

説明については以上です。

○杉崎辰行委員 単純に言うと、更生医療そのものというのは、要は更生なんですけれども、高額医療とこれとの違いというか、両方とも申請できるようになるかとか、その辺の説明はしていただけますか。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 まず、こちらのほうはいわゆる保険医療、保険証を使ってやる部分のところ、まずは負担していただきますので、高額医療のほうを優先していただいて、残った自己負担の分について給付をするということになります。

説明については以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、ナンバー14、川島委員。

○川島 要委員 私からは、3款1項9目、コミュニケーション支援事業についてでございます。

①手話通訳者の人数と今後の養成計画。

②手話通訳者派遣事業の派遣人数と派遣の実績を伺います。

③行政デジタル化による影響ということで、職員の増減との関連性があれば、お伺いをいたします。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 最初に、手話通訳者の人数でございますけれども、現在活動中の登録手話通訳者は7名でございます。

次に、今後の養成計画ですけれども、平成29年度に1名、令和2年度に1名を新たに登録できました。

今後も手話通訳者のボランティア団体と協力し、手話普及講習会や手話奉仕員養成講座等を通じて手話に対する市民の理解の向上と通訳者の育成を図ることで、登録者が増えるように取り組んでいきたいと考えております。

次に、手話通訳者の派遣人数でございますけれども、手話通訳者の方々には、市の行事や会議をはじめ、市民の通訳や手続など、手話が必要な場で積極的に活動をしていただいております。

令和元年度は延べ582人の手話通訳者を派遣し、派遣時間は918時間ございました。新年度予算におきましては、派遣時間を900時間見込んでおります。

続きまして、行政デジタル化による影響ですけれども、現在のところ、手話通訳派遣事業に関しては、派遣等の活動の機会が減るなどの影響が出ていない状況でございます。

そういったところを踏まえまして、新年度予算は、前年の部分を含めて計上させていただきます。

説明は以上です。

○川島 要委員 ありがとうございます。

本市も手話言語条例が制定をされました。手話に対する取組というのが非常に市民のレベルまで広く浸透しつつあるなというふうに思いますけれども、もし、市民の方に対しての手話教室みたいなものがあるとすれば教えてもらいたいと思います。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 こちらについては、市民を対象に手話講習会のほうを4月から3月にかけて、年間を通じて実施を予定しております。

そういった中で、育成のほう、理解とか、そういったところを、周知を図ってまいりたいと考えております。

○渋谷英彦委員長 では、次、ナンバー15、太田委員。

○太田浩三郎委員 私は、3款3項2目の国庫負担生活保護扶助費についてお伺いします。同僚委員の方もまた次に詳細を聞きますので、私のほうは、前年度より予算が増加していると。新型コロナウイルス感染症の影響が大きい原因となっておりますかということでお聞きしたいと思います。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 予算額の増加についてでございますが、コロナ禍の影響によりまして、申請件数は前年度より増加傾向にあります。

ただ、増加の一番大きな要因としましては、医療費扶助のほうが大分出ていますので、そちらのほうの増加によりまして、今回増額の要求をさせていただいている状況でございます。

○太田浩三郎委員 まだ非常事態の再延長があり得るような話もしていますので、長期化になろうかと思うんですけども、フォローをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次、ナンバー16、杉田委員。

○杉田源太郎委員 同じく、3款3項2目ですけど、国庫負担生活保護費扶助費の中で、13億1,936万3,000円、この中で、今年度、世帯数と人数、どのぐらいを見込んでいるのか。

前年度の1億8,357万2,000円と、若干低いわけですけど、さらに増えるという見込みだと思っておりますけど、前年度の世帯数と人数について、また、お聞きいたします。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 最初に、新年度予算における生活保護の世帯数と人数ですけども、625世帯、800人を見込んでおります。

次に、いわゆる本年度、前年度になりますけれども、における生活保護の世帯数と人

数は、597世帯、769人を見込んでおります。

したがって、新年度予算は、本年度と比べまして、28世帯、31人増加するという  
ことで、予算のほうを計上させていただいております。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 増える、その前提として、先ほど杉崎委員のほうからもあった生活困窮者のほうのあれも増えているということだと思わんですが、その辺との関係で、生活扶助のほうが多くなっていくんだろかなと思ったけど、今の御説明の中で、法定義務のほうで、医療扶助のほうが大きくなったということなんですけど、件数が増えているもので、やはり生活困窮、例えば新型コロナウイルス感染症の関係でと言いましたけど、派遣切りだとか、いろんなところで職場を失っている方がかなり相談に行っているはずなんですよ。

そういうところでの、増えているというふうに解釈したんですけど、そうじゃなくて、医療のほうが額的に多いということですか。

- 橋ヶ谷正巳地域福祉課長 人数と世帯につきましては、例年で比べると、やっぱりコロナ禍の影響によりまして増えております。その分を予算計上させていただいております。

ただ、予算のいろんな扶助費がありますけれども、そちらの中で、やっぱり一番予算が大きくなった原因としましては、医療費扶助費、いわゆる生活保護を受けている方で、病院へ行って治療する方が増えているということで、医療費のほうを、内容としては、増額をさせていただいております。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 申請、そんなにきつくはしていないと思うんですけど、申請数と申請が受理されたことについて、今年度、令和2年度、2月段階で結構ですけど、申請数と申請されなかった、どちらでも構わないんですけど、その数について教えてください。

- 橋ヶ谷正巳地域福祉課長 すみません、少し手持ちの資料がありませんので、こちらについては分かり次第御報告させていただきます。

- 杉田源太郎委員 了解です。

申請したけど、受理されなかったということが、御相談に来た方があったので、そういうのがどんな場合に受理されなかった例としてあったのか、分かれば教えてください。数は後でいいです。

- 橋ヶ谷正巳地域福祉課長 こちらの生活保護につきましては、いわゆる通常の生活のレベルの最低限の保障となりますので、十分聞き取りをさせていただいて対応させていただいております。

受理されなかったということは、具体的には、その方の、いわゆる月当りの収入であるとか、あと、預貯金、そういったところも踏まえて精査をさせていただいておりますので、その方自身は大変だということもございますけれども、こちらは、ちゃんと法律に沿って制度をさせていただいておりますので、そこには該当しないという判断で、対象にならなかったということもございます。

- 杉田源太郎委員 後で結構なんですけれども、年齢的に、どの程度、退職でどうのこうの、退職とか切られたどうのこうのという方も含めてなんですけど、年齢的、それと、世帯数というのが、一人世帯と複数の場合とどちらが多いのかと、また、今分かれ

ば答えていただければいいですけど、分からなければまた後で資料でしていただければ結構です。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 そちらについては、後で資料として御提供のほうをさせていただきます。

○渋谷英彦委員長 次、ナンバー17、川島委員。

○川島 要委員 私からも、3款3項2目の生活保護扶助費。

①生活保護の数、扶助費別、その辺の推移を伺います。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 当初予算におけます各種扶助費の推移についてございますが、主なものといたしまして、生活扶助が、令和2年度の3億644万6,000円に対して、令和3年度が3億3,236万3,000円で、2,591万7,000円の増を見込んでおります。

住宅扶助費が、令和2年度の1億8,733万5,000円に対して、令和3年度は1億9,626万5,000円で、893万円の増加を見込んでおります。

医療扶助が、令和2年度の6億1,077万8,000円に対して、令和3年度が7億1,133万1,000円で、1億55万3,000円の増加を見込んでおります。

介護扶助費が、令和2年度の5,042万5,000円に対して、令和3年度は5,178万2,000円で、135万7,000円の増となっており、特に、医療費扶助が増加している状況でございます。

なお、扶助費の支給に当たっては、法律に基づきまして適正に執行してまいります。

○川島 要委員 今年度と新年度を比較すれば、今年度もそういうふうにコロナ禍ということもあって、様々な特段の理由があるんですけども、新型コロナウイルス感染症になる前の段階で、特に近隣の市町と比較して、焼津市が非常に扶助費の金額が、件数もそうですけど、突出して多いという傾向が、いろんな方からの御意見もいただいています。なぜ焼津市はこんなに多いんだろうというお問合せもいただいています。

それぞれの地域の特性もあるんでしょうけれども、焼津市が金額的に他市と比べて多いという特徴の分析なんかもし分かれば御意見をいただきたいと思えます。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 近隣市、藤枝市、島田市さんと比較をさせていただいたところ、本市の生活保護における特徴としまして、医療費扶助、要は病院にかかる、その方の、給付を受けている方の割合が多いんです。

ですから、傾向とすると、焼津市の生活保護の方で病院にかかっている方が、他市に比べると多いものですから、そうなりますと、要は、やっぱり生活保護から通常の生活に持っていくためには働いて収入を得るということが大事でございますので、そういった状況の中でやっぱり体調が悪くてなかなか就労に結びつかないというところで、なかなか減ってこないというか、とどまってしまうことで増えてしまうといったところが、近隣市と比べての傾向でございます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー18、秋山委員。

○秋山博子委員 私も同じこの国庫補助生活保護扶助費についてなんですけれども、ヒアリングで、私の計算の間違いを指摘されたんですが、この質疑のほうに反映されていなかったもので、正しく言います。

これまで、同僚委員が額の根拠についていろいろ質疑をしてきたんですけども、修



正した質疑はこうです。

令和2年当初予算に対しては、1億3,579万1,000円の増なんですけれども、昨年11月定例会で増額補正があり、13億1,936万3,000円としています。

つまり、令和3年度当初予算と令和2年度の補正後の予算が同額になっているというその理由を教えてください。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 今年度の、補正後の予算額と新年度の予算額が同額となっている理由ということで、当初見込みましたのは、新型コロナウイルス感染症の影響によります、今後のいわゆる経済状況の見通しが不透明、どうなっていくか分からないという、見通しのほうが立たない状況でございましたので、新年度予算につきましては、本年度の補正後の予算額と同額として計上させていただきました。

新年度におきましても、実績等を見ながら必要に応じて補正をしていくことで適正な生活保護の扶助費の支給を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー19、深田委員。

○深田百合子委員 3款4項1目、高齢者施設等職員検査費助成事業費55万円について伺います。

1、この財源の内訳。幾つ、何施設に何回分の助成金としているのか。

2、検査する条件は何か。

3、高齢者等施設の受け止め方はどうでしょうか。

以上、お願いします。

○川村 仁介護保険課長 では、高齢者施設等職員検査助成について、御質疑にお答えいたします。

まず、財源でございますが、財源は一般財源でございます。

また、助成件数としては、5,500円を助成限度額といたしまして、対象者は100人程度、補助金交付先については個人ではなく、事業所を対象としております。

検査する条件でございますが、高齢者または障害者が利用する福祉サービス提供事業所に勤務する職員が、業務、その他、やむを得ない理由により、新型コロナウイルス感染拡大地域への往来があった場合、その職員が、事業所での勤務を隔離期間なしで継続できるよう、PCR検査等を外部検査機関により実施し、その費用を事業者が負担することを条件としております。

また、高齢者施設の受け止めということでございますが、本事業については、令和2年度の12月の専決補正による事業の継続実施でございます。

検査条件等の事業内容については、各事業者に向けて通知しておるところでございます。

問合せ、申請等もございましたので、検査助成事業としてはおおむね認知されているところと見ております。

以上でございます。

○深田百合子委員 分かりました。

施設の事業者100人分ということですが、事業者数と全体の職員というのは何人おられますか。

○川村 仁介護保険課長 事業所数でございますが、高齢者介護施設等については108事業所、また、障害者事業所については49事業所がございます。

対する職員については、把握はしておりません。すみませんです。

○深田百合子委員 108と49で、157施設あって、今回、100人分ということは、1施設に1人分もないという、そういう計算になると思うんですが、55万円で100人分だと、1回分が5,000円ということになりますよね。これ、どういうふうに計算されたんでしょうか、人数と施設数。

○川村 仁介護保険課長 検査費用については、外部検査機関ということで、PCR検査機関、検査費は1万1,000円を基準としております。その検査費用の半額、5,500円を限度額としております。

また、人数でございますが、3市、これは、島田、藤枝でもって、同様の事業をしておる中でございますので、島田、藤枝と同様に100人程度と考えております。

現状のところ、感染拡大地域、県の発出する行動制限地域ということになりますと、緊急事態宣言区域と踏まえておりますので、実際のところ、感染拡大地域等に赴く職員等がそんなに多くはないと見ておりまして、100人程度にしております。

以上でございます。

○深田百合子委員 島田、藤枝と焼津と、3市で歩調を合わせたということなんですけれども、これ、助成金なものですから、施設のほうの負担が半分あるということで、しかし、条件が感染拡大地域に行った場合というのがありますので、そんなに多くはないんじゃないかという、そういう計算だと思うんですけれども、私は何人か高齢者、障害者、いろんな施設の職員の方にこの検査のことをお聞きしましたら、知らないと言うんですね。ある施設は、東京などの感染拡大地域には行かないようにと指導しているので、これは対象にならないというか、対応することはないと、検査することはないということをおっしゃっておりますけれども、この辺どういうふうに受け止めておりますでしょうか。

○川村 仁介護保険課長 問合せ等については、現在のところ5件程度しかございませんが、通知の発出については、12月から延べ3回、先ほどの事業所について、メールで発出をしておりますので、こちらとしては、事業所に、通知が届いて確認をされているものと取っております。

以上でございます。

○深田百合子委員 条件が感染拡大地域だということですが、今、この間、浜松とか、静岡市とか、近場の県内の移動で感染をされた方がいらっしゃるということも分かっていますよね。

都市部に行かないだけでなく、そういう県内の移動の中で感染するということも考えられると、この条件がやはり強い、厳しいんじゃないかなと思うんですが、その辺の改善というのは、3市で話をするということはないですか。

○川村 仁介護保険課長 条件については、県の発出する地域でございますので、その中には当然、静岡県内の市部も入っております。その市部の状況等を見て、判断しておりますので、都市部ということで、県外だけではなく県内も含まれております。

以上でございます。

○深田百合子委員 分かりました。

ちゃんと定期的に検査ができればすごく安心なんですけど、まだまだクラスターが発生している施設も出ているものですから、この55万円の条件で、感染拡大地域、県内も含めてということで、事業費がすごく少ないのではないかなと思います。

せめて、1施設、数名の予算が必要ではないかなと思いますが、どうでしょうか。

- 川村 仁介護保険課長 現状では、3市の事業で同じようにやっているということで、御了承いただきたいと思います。
- 深田百合子委員 3市で同じくやっているのと、やっていないやり方も、新型コロナウイルス感染症対策の検査の部分で、島田市はありますし、予算がもしオーバーした場合は、追加で対応できるということでもよろしいでしょうか。
- 川村 仁介護保険課長 予算がオーバーすると見た場合には、補正予算等で対応していければと思っております。
- 渋谷英彦委員長 では、ナンバー20、川島委員。
- 川島 要委員 3款4項1目、高齢者虐待防止及び養護者支援事業費についてでございます。

①虐待から保護された高齢者の状況、人数とか、虐待の状況について伺います。

②予算の増額の理由、85万円ほど増えていますけど、その理由を伺います。

③8050問題という社会的な問題がありますけれども、それとの関連が見えるようでしたら伺います。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 高齢者虐待防止及び養護者支援事業費の質疑についてお答えします。

まず、虐待から保護された高齢者の状況についてでございます。

令和2年1月から12月の間に市が高齢者虐待で緊急一時保護をしたケースは3件ありました。

その内容は、身体的虐待と心理的虐待が2件、放棄放任と経済的虐待が1件でした。

続きまして、予算の増額の理由についてですか、こちらは令和2年度まで、地域福祉課の予算で計上しておりました引取り手のない御遺体の火葬や納骨に係る経費のうち、高齢者分を、令和3年度より、こちらに予算を振り替えたことによる増額でございます。

続きまして、8050問題との関連があればということでございますが、今回の一時保護案件、3件につきましては、8050問題によるものではありませんでした。

以上です。

- 川島 要委員 ありがとうございます。

この高齢者・障害者虐待防止連絡協議会というのが行われているようですけれども、そういった委員会、連絡会の中では、状況の把握とか、様々な情報交換がされていると思うんですけど、どういったケースが多いという意見があるのでしょうか。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 虐待のケースで多いものとしましては、息子さんですとか娘さんといった子どもさんから受ける虐待、次に多いのが、介護者からの虐待でございます。

以上です。

- 川島 要委員 それに対する何か対策という意見交換はされているのでしょうか。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 虐待防止連絡会の中では、それぞれの役割を確認しつ

つ、早期発見、早期対応ができるように、役割を確認するような表を作ったりして、お互いで対応ができるようにという確認をさせていただいております。

以上です。

○川島 要委員 具体的な、じゃ、このケースの場合は、あなたがこういうふうにしませうとかということではない。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 それぞれの役割というのは、やはり発見者から、その後、通報があつてから会議を開きまして、その方の処遇を決めて、その後、入所、ショートステイとかも必要であれば施設に連絡を取りというようなルートを取りますので、それぞれの担当が、それぞれの役割がうまく進むようにということで、マニュアル化したもの等を確認しているということです。

以上です。

○川島 要委員 ありがとうございます。

非常に早期発見というのが難しいケースでございますので、ぜひ早い段階で発見できるような体制づくりをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次、ナンバー21、太田委員。

○太田浩三郎委員 私は、3款4項1目の在宅介護支援金事業費についてお伺いします。

高齢化が進む中、在宅介護者が増加しています。前年度より減額されていますが、何か原因が発生したのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 高齢化が進む中の在宅介護支援金事業費の減額の原因についてであります。人口減少、それから、少子高齢化が進行して、超高齢社会に向かう中、介護給付費や医療等の社会保障関係費が増加して、一方では税収が減少していくという見込みになっております。

このような背景において、介護保険制度の開始から20年が経過し、制度の成熟とともに、介護保険サービスの利用も普及をし、在宅でのサービスの利用が可能な環境が整ってまいりました。

県内他市町の類似事業の実施状況などを踏まえまして、こちらの在宅介護支援金の月の支給額を、5,000円から2,500円に変更したいと考えております。

一方で、年間を通じて継続して介護をされた方には、新たに慰労加算金、年額1万円を予定しております。

なお、近隣市においては、類似の事業は現在、実施されておられません。

以上です。

○太田浩三郎委員 これから、本当に老人が増えていく、老人といたらおかしいんだけど、お年寄りが増えてまいります。

そういう中で、在宅で介護をと希望される方が増えてきているということも聞いておりますので、その辺も重々注意して運用していただけるとありがたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○渋谷英彦委員長 次、ナンバー22、松島委員。

○松島和久委員 私は、歳出3款4項1目、ひとり暮らし高齢者あんしん相談事業に関して質疑させていただきます。この事業の事業内容と経費の内訳を伺います。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 当事業の事業内容と経費の内訳についてです。

この事業は、今後も増加が見込まれる独り暮らし高齢者に対するアウトリーチによる支援体制を構築するための取りかかりとして実施をするものであります。

具体的には、健康や生活に不安を抱え、必要な支援につながない方を対象に、保健師の資格を持ち、かつ、生活支援制度に精通をした者が自宅を訪問し、本人の健康状態の確認や生活状況の不安などを聞き取り、必要な支援機関につないでいくという内容になります。

この事業を通して、今回、課題や効果を検証しまして、今後のアウトリーチによる支援体制の整備を検討していくためのもの的な実施となります。

なお、独り暮らし高齢者の世帯は、住民基本台帳上は8,000世帯ほどおりますが、この中には元気に活躍されている方や、現実的には家族と同居されている方も含まれておりますので、今後、民生委員などと連携して、対象者を把握してまいります。

なお、事業の経費につきましては、保健師である相談員1名を雇用するための人件費でございます。

以上です。

○松島和久委員 説明をいただきました。

予算に関する説明資料の83ページ、下から2行目のところに、今御説明のあった部分の概略が載っているんですが、必要な支援につながない方に対してということ、今、同居の家族の件とか、しましたけれども、やはり必要な支援につながない方というところの把握というのが非常に難しいのかと思うんですが、現状ではどういうふうにこれを把握しているのでしょうか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 予定では、地域とのつながりの希薄の方ですとか、困っている方で支援につながない方というのは、民生委員さんなどからの情報を基に、具体的に対象を絞っていく予定でおります。

以上です。

○松島和久委員 分かりました。やはりこの事業のポイントはそこかなというふうに、説明の中で感じました。

やっぱり必要な支援が届いている方ももちろん、独り暮らしの方でもいらっしゃるかもしれない。その中でやっぱりつながない方というのは、これをどう把握し、どう捉えていくかというのがやっぱりこの事業で一番大切なことなのかなと思いますので、積極的な推進をお願いいたします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー23、鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長 了解。

○渋谷英彦委員長 ナンバー24、増井委員。

○増井好典委員 了解。

○渋谷英彦委員長 ナンバー25の増井委員。

○増井好典委員 私のほうから、歳出の3款4項1目、高齢者生活支援事業費（新型コロナ緊急対策）、冊子の作成ということで説明を聞いておりまして、配布方法や高齢者の対象範囲、年齢等はどのように展開をしていくのか、伺います。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 高齢者生活支援事業費で作る冊子の配布方法や、対象範囲についてであります。配布対象は65歳以上の独り暮らし高齢者で、コロナ禍で外出の機会やコミュニケーションなどが減少し、閉じ籠りがちになっている方を中心に、地域における身近な相談支援機関である地域包括支援センターの職員や民生委員、さわやかクラブの友愛訪問など通しての配布を予定しております。

以上です。

○増井好典委員 それに伴って、この高齢者の対象範囲、今、聞きましたけれども、なかなかこの調査をするのに、大変かなというふうに思います。

ただ、新型コロナウイルス感染症緊急対策という部分もありますので、すべからず事業を進めていただくということは非常に必要なことになるかなというふうに考えております。

しかも、正確にといったことも必要かなというふうに思います。

かなり大変かなと思いますけれども、漏れのないようにお願いできればと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー27にあります深田委員。

○深田百合子委員 今、鈴木委員から御指摘をいただきまして、先にやらせていただきます、すみません。

同じく、冊子を作成するというので伺います。

まず、126万5,000円の内訳。

②は大体分かりました。

この作成は誰がするのか、3番。

4番は、65歳以上の高齢者に作成するということですが、その場合、いつ頃になるのか、お伺いします。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 まず、126万5,000円の内訳でございます。

126万5,000円は、冊子を作成するための委託料であります。

続きまして、誰が作成をするのかということですが、詳細の内容につきましては、さわやかクラブ連合会の協力をいただくんですけれども、作成は市が行ってまいります。

それから、65歳以上の高齢者に配布されるのがいつ頃かということですが、65歳以上の独り暮らし高齢者を中心に、地域における身近な相談支援機関としての地域包括支援センターの職員や民生委員さん、先ほど、さわやかクラブの友愛訪問などを通して配布するよということだったんですが、こちらの配布時期につきましては、新年度に入りましたら、さわやかクラブさんのほうに御協力を求めまして、内容について打合せを行って、なるべく早い時期にということで配布を計画してまいります。

以上です。

○深田百合子委員 委託料ということですが、まず、作成するのは、さわやかクラブさんの協力をいただいて4月からですということなんです。やはり字を大きくしていただくとか、あんまりごちゃごちゃ書くと読む方はすごく大変なものですから、例えば、介護保険のこの間頂いたんですけど、物すごくたくさん内容が書いてある。これは、また、制度が違うからということもあると思うんですけれども、そうしたことを

十分配慮していただきたいと思います。

それから、65歳以上の独り暮らしのお宅に配布されるということですが、2人暮らしとか、高齢者同士の世帯でもこのようなやはり新型コロナウイルス感染症対策に安心・安全で生活していくための冊子というのは必要ではないかなと思うんですが、その点はどうか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 独り暮らしの高齢者が中心ですが、そういった方も対象にするか、今後、検討してまいります。

○深田百合子委員 高齢者2人で生活していると、大体1人は元気で、1人は、全部じゃありませんけれども、ちょっと籠っちゃうという、そういう方もおりますので、やはり、どういう状況かというのは、それぞれに別で、渡すだけではなくて、やっぱりその中身を一緒に読んだり、感想を言い合ったり、そういうふうにして活用していただくということが大事だと思います。

渡しただけだと、読まない方もいるものですからね。そういう点についてはどうでしょうか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 努めさせていただきます。

○渋谷英彦委員長 では、鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長 これでよろしいです。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー28、杉田委員。

○杉田源太郎委員 3款4項2目、緊急通報システム設置事業311万6,000円になっていきますけど、前年度の利用状況はどのようなものなのか。

今の質疑の中にもあったんですけど、昨今、独り暮らしだけで、高齢者2人世帯というのはかなり増えてきているということで、そういう人も対応してもらえるのかどうか、お願いいたします。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 緊急通報システム設置事業費のまず前年度の利用状況はどうかということでございますが、前年度の利用世帯は206世帯であります。

続きまして、高齢者2人世帯も多いけれども、その対応については、当事業におきまして、独り暮らしの高齢者世帯だけではなく、寝たきりの方や障害者などを抱える高齢者のみ世帯、それから、日中の独居の世帯というのも対象としておりますので、これを回答とさせていただきます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー29、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 4款1項1目、市単独初期救急医療対策費についてお伺いします。

説明資料にある1、2、3、それぞれの経費、負担額の明細をお願いします。

それと、増額理由、969万5,000円、34.2%の増額になっておりますが、これについて、御説明をお願いします。

○池谷智子健康づくり課長 答えいたします。

まず、本事業の経費の内訳についてです。

焼津地区の休日当番医に要する費用、こちらが1,302万円、大井川地区における休日当番医に要する経費、こちらが198万9,000円、志太榛原地域救急医療センターの運営に係る会費及び負担金が2,302万円となります。

なお、志太榛原救急医療センター、地域医療センターの運営に係る負担金の内訳につきましては、4市2町の負担額の合計が8,287万6,000円、このうち、人口割及び利用割によりまして、全体の24.95%となります2,067万8,000円が本市の負担額となっております。

次に、増額の理由についてですが、志太榛原地域救急医療センターの運営に係る負担金の増額が要因であります。

来年、次年度においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控え等の影響により、当該センターの診療報酬収入の減収が見込まれるということから、市町負担額を増額して、運営を維持しようとするものになります。

以上です。

○杉崎辰行委員 この説明資料の3番目のところの運営費の負担増ということで。

それでは、焼津市医師会へ、藤枝市の藤枝医師会のほうに大井川地区の人が行った場合という、そうだよ。志太医師会。大井川地区部に係る負担金ということなんですが、逆に、焼津の医師会が担当する当直医のときに、よその市町から診療に、救急医療として入ってくるというケースもあるんですか。

○池谷智子健康づくり課長 4市2町ですので、ほかの市町でも大丈夫、受入れはしております。

○杉崎辰行委員 そうしますと、今、藤枝医師会のほうに大井川地区の方が行った場合の負担額というのは、実数として計算されているのか、焼津医師会のほうに、例えば、そういう人が来た場合は、それも実数としておおよそで返してもらうのかというのはいかがでしょう。

○池谷智子健康づくり課長 2番目の今御質疑のほうですけれども、大井川地区における休日当番医に要する経費というところの御説明でよろしいですね。

こちらのほうの負担のほうは、大井川地区が、藤枝市が志太医師会に委託をしているというところで、藤枝市に、その負担をしているというものになります。人口割で負担をしているということで、すみません。

○杉崎辰行委員 それじゃ、実数、要するに、そこに入ったという実数ではなくて、人口割の負担、逆に、焼津市の医師会のほうに、そういう受入をしたケースの場合は、それもやっぱりそうしたら、人口割で受入をさせてもらっているの、焼津市が該当しているの、焼津市内しかありません。そういう場合はどうなる、負担は出ないんですか。

○池谷智子健康づくり課長 それに関しては、負担は関係はありません。

○渋谷英彦委員長 では、ここで暫時休憩いたします。11時10分再開いたします。

休憩（11：01～11：09）

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査を続けます。

ナンバー30、深田委員。

○深田百合子委員 歳出4款1項1目、新型コロナウイルス感染症検査事業費756万円、これは今回は何人分でありますか。



2つ目に、検査対象の拡充についてはどうか。

以上を伺います。

○池谷智子健康づくり課長 答えいたします。

初めに、事業費の内訳についてですが、高齢者施設等の新規入所者への検査につきましては400名分、クラスター発生施設の関係者への検査につきましては100名分を計上しております。

次に、検査対象の拡充についてですが、高齢者施設等の新規入所者への検査につきましては、こちら、藤枝、島田市との3市で協議の上、実施をしているものになります。

また、クラスター発生施設の関係者への検査につきましては、先日、市長のほうから答弁させていただいたとおりになります。

以上です。

○深田百合子委員 施設に対する、検査の内容と件数とかは、条件とかは3市で合わせる。だけ、クラスターの関係の100名分は焼津市独自の考え方で。

こっちは合わせていますから、これは、市長が答えてあります。それ以上のことはありませんという、議論ができないんですね。

だから、どうして、じゃ、3市で合わせるんだったら、検査のやり方というのはそれぞれ施設だけではなくて、クラスターで、島田市はクラスターではなくて、クラスターが発生してなくても、施設の中で誰か1人かかったら関係者は、濃厚接触者でない方は市が検査しますよというのが島田市の考えですね。

だから、その辺、焼津市との考え方の違いというのはどこにあるのかお聞きします。

○池谷智子健康づくり課長 高齢者施設への新規の入所者の検査については、3市でというところなんですけれども、そこら辺については、また、今年度の振り返りとか含めて、意見交換していきたいなと思っておりますが、すみません、クラスターのほうなんですけれども、こちらのほうは、この前お話をさせていただいたように、クラスターでなくても、1人陽性の方が出ると、以前と違って、濃厚接触者の条件というか、そちらは濃厚接触者をかなり広い範囲で検査を今、保健所のほうでもしていただいていると聞いております。

ですので、かなりそういったところ、焼津市のほうは、保健所がやっていただいている以外の、市民への不安とか、そういったところを補うためにこの制度のほうをやっておりますので、そこら辺が焼津市のほうの方針としては制度化をしているところになります。

以上です。

○深田百合子委員 焼津市は、高齢者施設だけではなくて、事業所、大きな工場とか、企業とかというところもこの間、検査をしてきたと思いますけれども、ある企業、事業所は、事業所の負担で全職員検査したというんですね。

だから、現場の皆さんはそういうことすごく心配しておりますけれども、そうした意味で、やっぱり保健所さんが、今、1人陽性が出ると広い範囲を調査して、濃厚接触者に入るかどうかを検査しているということなんですけれども、実際にはそうしたところがあちこちあるということを私も聞いたものですから、やっぱり本人だけでなく、家族への不安というのがありますので、この検査の拡充について、引き続き要求していきたい

いと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 ナンバー31、内田委員。

○内田修司委員 今の項目の下です。焼津市医師会館建設事業費補助金でございます。

医師会館、今、西小川にありまして、先日、うちのほうは回覧が回ってきたので内容は見たんですけど、今の医師会館の駐車場のところに建物を新たに建てる、周りを駐車場にするということの図でした。

ちなみにですけど、隣に旧法務局があって、今、ここは包括支援センターになっていて、そこもつぶして駐車場にして、多分、医師会館のほうに移るんじゃないかなと思うんですけど、今回、医師会館の建て替えの事業費については幾らなのか、お伺いします。

この補助金、2,000万円の補助金を出す根拠についてお伺いいたします。

○池谷智子健康づくり課長 お答えいたします。

まず、焼津市医師会館の建設につきましては、焼津市医師会のほうから、令和3年度に着工し、令和4年度完成予定、建設事業費につきましては、6億5,000万円程度と聞いております。

今回、建設します新医師会館では、今までの医師会館の機能にはない特定健診、がん検診、それから、市民を対象とした健康講座を行う機能の整備が予定されておまして、市としましては、市民の健康増進に寄与する公益性の高いものと判断して助成することとしました。

具体的には、医師会館の延べ床面積のうち、公益性の高い、検診や市民講座の会場となる会議室などの面積部分を助成の対象としておまして、建設が、令和3年、令和4年の2か年となりますので、工事の進捗状況から2か年に分けての助成を予定しております。

2か年で、今、5,000万円程度と試算をしております。うち、令和3年度は、工事の進捗状況から2,000万円を予定しています。

以上です。

○内田修司委員 今言われたような目的というか公益に資するもので、使えるということで、そこは、話し合いの中で決まったというか、そうなんだと思うんですけど、最終的に5,000万円を出すというところについて、何等か、文書上のやり取りというのはされているんですか。

○池谷智子健康づくり課長 医師会のほうから、今、要望書という形で頂いております。

今後、補助金を交付するに当たって、最終的にどんな条件でということら辺のものは、盛り込むようにということで、視野に入れて、検討していきたいと思っております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー32、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 今説明いただきまして、分かりました。

それで、1番目の質疑のところ、公益の用途で使用する施設の部分はということで、特定健診とか、がん検診とか、相談するとかということをおっしゃったんですけども、2年間で完成までに大体4,000万円補助する予定……。

5,000万円ですか。聞き取れなかったもので、今、4,000と。

では、5,000万円とおっしゃられましたけど、それは、特定健診であろうが、がん検診であろうが、相談であろうが、そのスペースは要するに公益として市が主催というか主体になってやる事業だけじゃなくて、医師会のほうで主体になってやる事業もあるわけですよ、当然。

なので、その辺の根拠というところは、その辺を聞きたいと思った質疑なんですよ。

2つ目は、私が勘違いしているのかもしれないんですが、建設費に、今の内田委員のほうから、説明でもって大体分かったんですが、駐車場スペースの問題とか、入り口の問題とか、いろんなことが出てくると、受付業務とか、事務所機能とか、あと今、あそこでやっているほかの事業に支障がないかなという意味で2番目の質疑をしております。

その点、お答えをお願いします。

○池谷智子健康づくり課長 1番目、最初の御質疑のところは、市で使わせていただける健診だとか講座のところのスペースは公益でということで説明させていただきました。

そちらのほうは、もちろん医師会のほうでの事業にも使われる、医師会のほうでもほかの検診もありますので、使われるというふうには認識しております。

ただ今、健診の回数とかもお願いをしているんですけども、医師会のほうからは、集団検診の回数を今後、増やしてやっていただけたかという、そういったところら辺も聞いておりますので、市のほうで使っていただく、市の事業で使っていただくところも、今後、増えていくものと思っております。

それから、2番目の御質疑ですけども、今、委員もおっしゃっていただいたように、今、駐車場は何もないところ、法務局のほうも含めて、駐車場のところに新医師会館を建てると聞いております。

その完成をした後、今現状の医師会館のほうの取壊しということを知っております。

以上です。

○杉崎辰行委員 今、補助のことも大体分かったんですが、補助の根拠をもう少し明確に、今、もう結構です。また、私のほうで聞かせてもらいますので、ぜひまとめておいてください。

○渋谷英彦委員長 では、33、鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長 大体、内容は分かりました。

それで、今、集団検診の回数をこれから増やしていくと医師会のほうで言っているということで御回答になったわけなんですけれども、現状、今のところ、何回ぐらいやっているのか。

それから、令和3年と令和4年とで、計5,000万円補助するとなると、それが集団検診、どのぐらいやるとペイになるのかというの、分からないかもしれませんが、教えていただければなというふうに思います。

○池谷智子健康づくり課長 現在行っております集団検診のほうなんですけれども、平成30年度から開始をしていただいております。

平成30年度は1回、140人です。それから、令和元年度は2回やっていただいております、231人。それから、今年度、令和2年度は、この3月14日曜日にもう一回計画をしております。申込者を入れてですけども、3回予定をしております、先ほど言った、申込みの数も入れてですけども、388人という形で、回数は徐々に増やして

いただいておりますけれども、今のところでやっただけなので、手狭なところもあってということで、令和3年度、来年度はまだそのままなものですから、3回ということで、予算は組んでおりますけれども、令和4年、令和5年と、完成していたら、その回数はまた医師会のほうと協議して増やしていきたいなと思っております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

結構、やっぱり5,000万円というと、市民感覚からすると、結構、大きい金額なんですよね。

ですので、内田委員も、杉崎委員も伺っていましたが、こういった額の算定の根拠をやっぱり明確にしておいたほうが、後々になっていいと思うんですよ。

要するに、市によっては、医師会への補助金交付要綱というものもつくって、しっかりその中で運営費だとか、あるいは需要費だとか、そういった部分を明確にやっぱり表現をして、例規集にばっちり載せているところもあるものですから、ですので、焼津市については、医師会館の建設費の補助事業というのは、焼津市補助金等交付規則にのってやっているという、そういうことでよろしいですか。

○池谷智子健康づくり課長 そのとおりでございます。

○鈴木浩己副委員長 分かりました。

ぜひ、外部から疑念を持たれないように、しっかりやっていただきたいと思っております。

それで、当然、実施計画ですとか、あるいは実績報告ですとか、そういったものも補助金である以上、やっぱり毎年明確に提出していただく中で、その都度、精査をしていただきながら、ぜひ、公益性の高い事業で、市民の健康増進に寄与するような、そういう事業ということで、集団健診の回数も含めて、大いにこれから使っていただいて、健康増進に寄与する事業をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、34、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木浩己副委員長 子ども個別予防接種費であります。

90ページになりますけれども、各種の定期予防接種が行われておりますけれども、その接種率について。

というのは、結構、新型コロナウイルス感染症で、受診控えでもって、医療機関なんかも経営が逆に苦しくなっちゃっている、そういうニュースも飛び込んできたりしておりますけれども、むしろ、病気予防の意識が高まって、こういった接種率、高くなっているかな、どうなのかなという部分が1点です。

それから、よく高齢者肺炎球菌ワクチンですとか、子宮頸がんワクチンの接種についての通知のことで一般質問させていただいた経緯がありますけれども、たくさんの定期接種の種類がありますけれども、勧奨通知についてどういうふうに行っているか、以上2点、お伺ひいたします。

○池谷智子健康づくり課長 答えいたします。

初めに、各予防接種の接種率についてです。

BCGは、同時期比較ではやや低くなっておりますけれども、それ以外のB型肝炎、

ヒブ小児肺炎球菌、4種混合、麻疹、風疹、水痘、日本脳炎、こちら、いずれも、前年度の同時期を上回る接種率で、新型コロナウイルス感染症による影響はないものと考えております。

次に、勧奨通知についてです。

乳幼児期に接種した後、少し期間が開いて、小学生や中学生になってから追加接種が必要となる予防接種が、麻疹、風疹の2期、それから、日本脳炎の2期、2種混合、こういったものがありますけれども、そちらのほうの対象者には、個別通知による接種勧奨のほうを行っております。

それから、先ほど子宮頸がんワクチンのお話がありましたけれども、こちらの接種につきましては、今年度、市では、9月上旬に16歳の女子及び保護者に対して、ワクチン接種について検討していただくようにということで、案内文をしたところであります。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響はないということですが、一応、前年同月比、同時期の比較でむしろ高くなっていると、BCGだけは低くなっているようでもありますけれども、ほかのは高くなっているということでした。

それから、小さい子どもさんのこういった定期接種につきましては、結構高い接種率のようです。

それから、ロタについては、令和2年10月から定期化ということで、まだこれからかなというふうに思いますけれども、来年度に向けて、ぜひ、そちらの取組もよろしくお願ひしたいなと思います。

1点教えていただきたいんですけども、子宮頸がんワクチンについて、今まで、それこそ勧奨をやめた時期から、接種者の人数というのがもう1桁になっていたわけなんですけれども、今年度、通知を出すことによって、また、57人に接種をいただいたということで、やっぱり通知をしていくというのは、行政にとっては非常に重要な役割なのかなというふうに思っておりますけれども、今年度については、この子宮頸がんワクチンというのは、3回打たないといけないところを、今年度は、通知はがきを出したのが9月上旬だったと思うんですね。3回打たないといけないものですから、最低でも、遅くとも、1回目は9月30日までに接種しないと、年度末までに3回が間に合わなくなっちゃうわけなんです。

その中で、御相談があったのが、定期接種ですから、3回無料で打たれますけれども、はがきが来たのが、要するに9月の半ばぐらいのお宅があって、子どもさんの学校の関係でもって、なかなか9月30日までに第1回目、打ちに行かれなかったということで、もう諦めちゃったよという、そういう方もあったり、あるいは、9月30日といったって、10月過ぎてから第1回目を打って、例えば3月31日より後に、4月に入ってから3回目を打てばというような考え方の方もあったわけなんですけれども、例えば、3月31日までに2回打って、3回目がつい年度をまたいで4月へ入っちゃった場合に、それでも無料で打てるのかどうなのかというのを聞いてきてやと、伺ったものですから、どうですかね。お教えいただけませんか。

○池谷智子健康づくり課長 現在のところは、年齢を過ぎてしまうと、打てなくはないん

ですが、どうしても自費で打っていただくようにということで御案内はさせていただいております。

今年度については、4月、5月辺りに通知のほうをさせていただくような予定であります。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

ぜひ早めに通知を出していただいて、高齢者肺炎球菌ワクチンのときもそうでしたけれども、通知が来ても、ああ、分かったと思っても、ついついやっぱり人間って後回しにしてしまう、そういう気持ちの場合もあるものですから、忘れちゃう場合もあって、接種忘れ通知みたいな、そういうのもって、ああ、そうだっけとって接種に至ったという方も結構多くいるんですけども、そういう中で、今の接種台帳、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種台帳のシステム整備というのも今、進められているようですけれども、そもそも、これまでやってきた定期接種の中の接種台帳の、要するにAさんという方が、今日、3月11日に接種したよと、そういうふうな、接種をしてから、システム上の、台帳にAさんという人が接種しましたという記録が載るには、大体二、三か月かかるみたいですね。焼津市はどうですかね、その辺、教えてください。

○池谷智子健康づくり課長 焼津市の場合は、医療機関さんのほうで一月まとめていただいて、それで、次の月の10日までに、請求と一緒に、記録のほうを頂きますので、それを台帳というかシステムのほうに入力しておりますので、もし1日に受けていただいたという方は、その次の月の中旬ぐらいになってしまいますけど、3か月ということはないかと思っております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 分かりました。

締め日の関係で、翌月に載る人と、それよりちょっと遅れる人が出るのかなというふうに思われますけれども、それでも安心しました。

これから、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種も始まっていくわけなんですけれども、ぜひ万全の体制で、今後もよろしく願いいたします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次、ナンバー35、松島委員。

○松島和久委員 それでは、歳出4款1項4目、高齢者の保健事業・介護予防一体的実施事業費748万4,000円に関しまして伺います。

説明資料は94、95ページで、上から2段目です。

特に、事業説明のところ、いろいろ書いていただいているんですが、正直言いまして、私の勉強不足なんではないでしょうか。説明では、この先の姿が見えない、非常に分かりにくかったものですから、伺わせていただきます。

特に、文章の中で、KDB、これは国保データベースであるということは分かりました。それで、これを分析して、4圏域の特徴に合わせた集団支援とあります。ここも分かりにくかったです。

そして、個別支援を行うとありますが、どのようなことなんだろう、具体的な内容がどのようなものなのか、伺います。

○池谷智子健康づくり課長 お答えいたします。

まず、この事業は、令和2年度より、市が、静岡県後期高齢者医療広域連合、広域連合とありますが、から委託を受けて実施している事業になります。

高齢者の特性を踏まえた生活習慣病予防や重症化予防、これに加え、フレイル予防を一体的に推進することで、後期高齢者に係る健康寿命の延伸、それから、社会保障費の安定、こういったものを目指した事業になっております。

実施に当たりましては、健診結果ですとか、医療レセプト、それから、介護情報、そういったものが集約されておりますKDB、国保データベースシステムを用いまして、それによって、地域ごとの健康課題ですとか、個人ごとに重症化リスクの高い方などを洗い出すことができます。

洗い出されました、そこから分析されました、地域ごとの健康課題、こういうのに対して、地域のミニデイサービス、それから、通いの場などに出向きまして、参加者に対して、その地域の課題となっている部分の健康教育ですとか、健康相談などを行っていきます。

一方で、個人ごと重症化リスクの高い方、こういった方や健診とか医療の情報のない健康が不明の方というのもいらっしゃるしまして、そういった方には、保健師とか管理栄養士が自宅に訪問をして、個別の健康維持に向けた支援を行うといった事業になります。

以上です。

○松島和久委員 そう説明していただくと、非常に分かりやすくなりまして、ほっとしております。

ただ、今回、金額が748万4,000円ということで、高額な予算措置が取られております。

大ざっぱで結構なんですけど、大体どういったものにこの予算が使われているのかということが分かりましたら、御説明をお願いします。

○池谷智子健康づくり課長 740万2,000円のうち、ほぼ、ほとんどが委託料でして、こちらは、保健師の派遣の委託料になります。

以上です。

○松島和久委員 ほとんどが委託料ということですか。分かりました。

それで、先に聞けばよかったんですが、4圏域の特徴に合わせた集団支援とありますが、この4圏域というのはどういうことなんでしょうか。

○池谷智子健康づくり課長 4圏域は、地域包括の圏域で、北部、中部、南部、大井川地区という4圏域になっております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次、ナンバー36、鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長 了解です。

○渋谷英彦委員長 次、ナンバー37、川島委員。

○川島 要委員 私からは、4款1項4目、県費補助若年がん患者等支援事業についてでございます。

各事業の助成状況ということで、申請件数とか金額を教えてください。

それから、②予算の増額、60万円ほど新年度は上がるんですけども、この3つの事業の中で、どれが一番増えているのかも含めて、よろしくをお願いします。

○池谷智子健康づくり課長 お答えいたします。

まず、本年度1月末までの助成状況になりますけれども、まず、医療用補正具購入というので、医療用のウィッグ、これが45件で89万4,850円、それから、乳房の補正具というものが14件で金額は21万6,073円、それから、妊孕性保存治療というのなんです、こちらが1件で40万円、在宅療養生活支援福祉用具の貸与、こちらが3件で、5万4,468円、それから、福祉用具の購入が1件で1万6,470円、合計で158万1,861円の助成であります。

次に、予算増額の理由についてですけれども、令和2年度、がん患者の医療用補正具の購入、ウィッグですけれども、そちらのほうを20件と見込んでいたんですけれども、1月末までに、今年度もう59件の助成をしているということで、今年度の申請状況を踏まえて、次年度を増額したところです。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、通告による質疑は終了いたしました。

これにて、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、健康福祉部所管部分の審査を終わります。

当局の皆さん、御苦勞さまでした。

では、ここで暫時休憩いたします。午後の再開は13時から行います。

休憩（11：43～12：58）

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、審議に入ります。

議第1号「令和3年度焼津市一般会計予算案」中、市民部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言を願います。

初めに、ナンバー1、川島委員。

○川島 要委員 まず、私からは、2款1項9目、外国人支援事業について伺います。

本市では、現在、たくさんの外国人の方が市内に住み、事業所で働いております。

そこで伺います。

①各言語の相談員数とタブレット台数。

②会計年度任用職員の人数と職務内容、また、研修内容。

③通訳及び翻訳事業の内容についてを伺います。

○鈴木利明市民協働課長 市民協働課の鈴木です。よろしくお願いたします。

それでは、川島委員の御質疑にお答えさせていただきます。

1つ目としまして、多言語の相談員数とタブレット台数ということですが、相談員につきましては、ポルトガル語1名、スペイン語1名、タガログ語、ビサヤ語、英語で1名、タガログ語1名、日本語事務補助として1名で、計5名ということになっております。

タブレットの台数につきましては、テレビ電話機能付タブレットを3台設置させてい



ただいています。

こちらにつきましては、現在、市民協働課に1台設置しまして、アトレ庁舎1台、大井川サービスセンターに1台を貸出ししているという状況でございます。

続きまして、2番目の会計年度任用職員の人数と職務内容、研修内容についてお答えさせていただきます。

会計年度任用職員の人数につきましては、先ほど御説明させていただきました相談員4名と事務補助、日本語の1名の計5名ということになっております。

職務内容につきましては、焼津市他文化共生総合相談センターの相談員として、窓口の通訳、また、毎月発行させていただいております外国語版の広報「やいづ」の翻訳、あと、各課からの依頼による翻訳及び各課からの依頼による通訳などが主な業務となっております。

3つ目としまして、通訳翻訳事業の内容について、すみません、研修についてです。

その前に、研修内容としましては、静岡県多文化共生総合相談センター「かめりあ」が主催される研修に参加しまして、外国人相談業務に必要な基礎知識としての入管法、在留資格、法律援助等や相談における基礎的態度、心得などについて研修を行っていただいております。

また、来年度、令和3年度も、県主催の研修などに受講を予定しているところでございます。

3つ目の御質疑ですが、通訳翻訳事業の内容についてということになりますが、こちらにつきましては、常駐相談員が対応できない場合や、常駐相談員以外の言語について、焼津市外国語翻訳者・通訳者バンクに登録していただいている方に依頼をさせていただいて対応しております。

現在の登録者としては、12名を登録していただいている状況でございます。

以上です。

○川島 要委員 ありがとうございます。

様々な相談あると思いますけれども、今、一般で市販されている、いわゆる音声翻訳機のポケットーク、こういったものも使われているという話を聞いているんですけど、これは何台ぐらいあるんでしょうか。

○鈴木利明市民協働課長 現在、ポケットークにつきましては、自動翻訳機ということで、6台、焼津市としては設置をさせていただいております。

以上です。

○川島 要委員 外国人の方もこれから増加していくのではないかというふうに見込まれます。本当に言葉が通じる通じないというのは、そこに住んでいる中で、もう一番根本的な問題になりますので、この辺の受入れ体制、また、対応できるような体制づくりをしっかりとよろしくお願いします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 ナンバー2、深田委員。

○深田百合子委員 2款1項10目、交通安全啓発事業費337万9,000円についてですが、この啓発について伺います。

1、事業費の中に、自転車走行の矢羽根に沿った通行の啓発事業はありますか。

- 2、矢羽根型路面表示は、安全走行になっていますか。
  - 3、矢羽根型路面表示の実態と今後についてはどうでしょうか。
- 以上、伺います。

○大石一宏くらし安全課長 深田委員の御質疑にお答えします。

最初に、矢羽根に沿った通行の啓発事業はあるかについてであります。矢羽根に特化した事業費はありませんが、啓発事業全体の中で対応しております。

具体的には、交通安全協会で実施する交通安全教室などで、矢羽根の走行方法等について啓発を行っております。

次に、安全走行になるのかという質疑に対しまして、矢羽根により期待される交通安全効果としては、自転車や、ドライバーが自転車を通行する場所を認識しやすくなること、自転車通行域が明確に表示されることから、自動車ドライバーが自転車との間隔を意識して開けるようになること、自転車を歩道から車道に誘導することにより、歩行者と自転車の接触事故が減少することなどが挙げられております。

次に、実態と今後についてであります。実態としては、県道静岡焼津線などの太平洋岸自転車道と、駅北の市道焼津岡部線に矢羽根型路面表示が整備されています。

今後については、市道路課において現在策定中の焼津市自転車ネットワーク計画に基づき、整備を計画していると聞いております。

以上であります。

○深田百合子委員 理想と現実はずごく違うということを私は今回感じたんですが、実は、2月15日に、広報「やいづ」のLINE、焼津市というLINE、ページありますよね。ここに、ヤバネというんですね、ヤハネじゃなくて。矢羽根型路面表示を知っていますかということ、自転車は車道走行が原則です。矢羽根に沿って車道の左端を通行しましょうという啓発が出てきたんですね。

これ2月15日ですから、ちょうど交通事故が、タクシー、頃だったんじゃないかなと思うんですが、実際に走っていると、白線よりも車側に矢羽根が表示されてあったり、車道の左側の白線よりも外側に矢羽根があったりとか。本町なんです、本町からこの大井川に来るところまで、矢羽根があったりなかったりで、場所ももう適当みたいに私は見えるんですよ。

そういう意味で、これじゃ、安心して自転車がこの矢羽根に沿って走行することは到底不可能じゃないかと。

トラックなんか、通ったときは、そんな、みんな矢羽根の上を踏んで通らないと走行できないような間隔にもなっておりますので、これは、やっぱりちゃんと実態調査をしてから啓発のほうに、こういうLINEなんかには啓発を、市民の皆さんにお知らせするときには十分注意をしなければいけないんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○大石一宏くらし安全課長 こちらの矢羽根の設置につきましては道路管理者であります道路課のほうで設置を進めているところなんです。矢羽根の上を車両が通行しては駄目だということではございません。そこは自転車も通りますよというような表示というように私は認識しておりますので、そこら辺、自転車が通るという認識でドライバーの方も意識していれば、そういう意味での表示ということで御理解のほう、よろし

くお願いしたいと思います。

- 深田百合子委員 だから、ここの啓発には、自転車走行は、車道走行が原則です。矢羽根に沿って車道の左端を通行しましょう。もう矢羽根に沿って走るといって、矢羽根の上を走るか、沿ってだから、どっち側か分からないんだけど、主に真ん中、この上を走らなさいということを啓発しているんですよね、焼津市が。

だから、実態と理想と、こういう啓発が違ってはまずいじゃないですかということ、やっぱり啓発について、道路課が整備するから、じゃ、安全な交通安全啓発は市民部のくらし安全課、違うから道路課さんに言いますよでは困るんですよね。ぜひ連携して、対策をちゃんと練っていただきたいと思います。

以上です。

- 大石一宏くらし安全課長 今の御意見を伺いまして、周知と利用者の状況なども確認しながら、皆さんに呼びかけていきたいと思います。よろしくお願いします。

- 渋谷英彦委員長 次、ナンバー3、岡田委員。

- 岡田光正委員 岡田光正です。

2款1項15目、市民相談費でございます。

相談件数の傾向、これ、予算がマイナスになるということは、少なくなるのかなという感じなんですけれども、現状、どのような内容が多かったのか、傾向はどうなのか、件数とともに教えていただけたらありがたいなと思います。

- 大石一宏くらし安全課長 岡田委員の御質疑にお答えします。

最初に、相談件数は今年度何件あったかと、どのような内容が多かったのかという御質疑であります。令和3年2月末現在で、3,379件の御相談がございました。

相談内容としましては、市の事業の担当課等を御案内ということで、いわゆる電話の交換のような感じのお問合せの電話が多かったということです。

それ以外につきましては、夫婦間や家庭内の相談、相続の相談などが多いような状況であります。

相談数の傾向としましては、年によって若干増減はあるものの、年間3,500から4,000件ほどの相談がございました。

以上であります。

- 岡田光正委員 そうすると、件数的に、減る傾向で考えているんですか、それともこのままという、それで、予算は減っているんですよね。その辺はどうなんでしょうか。

- 大石一宏くらし安全課長 予算は前年比、若干減となっておりますが、相談件数が減るからという見込みで予算を減らしているわけではございません。

予算要求の中で、予算内容を精査した中で、落とせるところは落ちたようなことから、前年比減というような状況であります。

以上であります。

- 岡田光正委員 要は、最終的な調整弁みたいなものですね。それは、だけど、言い過ぎかもしれませんけれども。

AIの導入によって、いろんな相談をこのAIでもっていろんなことを聞けるような場所ができたんですから、確かに必要のないものもあるかもしれませんけれども、いわゆる市民相談を受けると、非常にあれなんです。私も、今年度、何回か、とにかく

いろいろな状況で市民の方に御相談を受けた場合に、市民相談室へ行ってねというような話をさせてもらったんですけれども、直接一緒に行ったケースもありますけれども、やはりいろんな問題を、通常、弁護士さんのお話だと、言われたものを、必要な部分についてもなかなか言えない部分、これを本当に何も言わずにやってくれる相談員の方が非常にありがたいなと思いますし、そういったものをやはり充実させていっていただいて、確かにAI化、デジタル化がなって、そして、AIで聞いてくださいというようなこともあるかもしれませんが、対人間という相談、これはやはり守っていただきたいなと思います。

特に、件数の中で、納税相談がかなり多いような気がするんですけども、いわゆる行政窓口というのは市民相談室ということでなって、何かどこへというのが分かるようなもの、何等かの形で市民のほうへ通知できるような方法を考えていただけたらありがたいなと思って。

特に、最近出来たLINEなんか、非常に相談事、ここですよというのがありますので、そういったものをもっと宣伝していただけたらありがたいなと思います。

ぜひ、予算のこともあるかもしれませんが、その辺、根本を間違えないようお願いをしたいなと思います。よろしくをお願いします。

○渋谷英彦委員長 では、次、4番、秋山委員。

○秋山博子委員 それでは、私からは2款1項15目、人権擁護費114万6,000円について伺います。

説明資料では、事業3つ目に、犯罪被害者等支援というのが項目で挙がっています。

これは今定例会で上程されている犯罪被害者等支援条例案に基づくものだと思うんですけども、114万6,000円の中で、犯罪被害者等支援条例に基づくものというのは、どのような計算でされているのでしょうか。

○大石一宏くらし安全課長 秋山委員の御質疑にお答えします。

犯罪被害者等支援の予算はどのように算定したかということですが、人権擁護費114万6,000円のうち、犯罪被害者等支援条例に伴うものが、見舞金などの31万円となっております。

内訳としましては、見舞金に30万円、負担金に1万円というような内訳となっております。

以上であります。

○秋山博子委員 負担金1万円というのは、負担金というのはどういうものなんですか。

○大石一宏くらし安全課長 負担金1万円につきましては、NPO法人静岡県犯罪被害者支援センター、そちらのほうの負担金となります。

以上であります。

○秋山博子委員 了解です。

この条例案が今回通りますと、実際に、これからスタートということなんですけれども、議案質疑のときに、職員への研修とか、そういった人材育成等も進めていくというような御説明があったかと思いますが、そういった研修に係る費用だとか、その辺はどこに入ってくるのでしょうか。

○大石一宏くらし安全課長 職員のいわゆるスキルアップのための研修ということだと

思うんですけども、そこら辺の予算につきましては、現段階では予算措置はしておりません。

なぜかといいますと、今回、現在まだ予定ですけども、条例が通った後で、警察とこちらのNPO法人さんと協定を締結する予定であります。

その中で、NPOさんのお力をお借りしながら、いろいろ御教授いただくというように考えております。

以上であります。

○秋山博子委員 例えば、日本でもお手本にしたいと言われている明石市の支援条例を見ますと、じゃ、予算、どんなふうにとられているかというのと、当初200万円台ぐらい、それから、年々、今は5倍ぐらいになっているかなというふうに、4倍から5倍ぐらいの予算になっている、そのぐらい非常に力を入れて、未来のセーフティーネットであるというふうに、市民の安心のセーフティーネットということで力を入れていますので、今後、そのネットワークをつくりながらの中で充実させていっていただきたいと思えます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次、ナンバー5番、川島委員。

○川島 要委員 私からは、2款1項15目、消費者保護費についてでございます。

事業説明を受けると、消費者被害未然防止事業業務委託料ということで、迷惑電話チェッカーの設置についての業務委託ということだと思います。

現在、高齢者世帯を中心に、迷惑電話チェッカーの設置をここ数年、継続してやっていただいておりますけれども、年別の推移、年によって募集枠の数も違いますので、募集枠に対して応募がどうだったかというような感じでお聞きしたいと思えます。

それから、実際に、2番目として、利用されている方からの意見とか要望等、どうかなということ、あるようでしたら教えてください。

それから、3番目として、とにかく詐欺の手口というのは非常に巧妙化してきております。

こういう対策を打つと、またそこに逃れるような詐欺の手口がどんどん増えてくるという状況の中で、こういった迷惑電話チェッカーのフォロー体制というのはどういう形になっているのか、お伺いします。

○大石一宏くらし安全課長 川島委員の御質疑にお答えします。

最初に、迷惑電話チェッカーの設置申込み状況でございますが、この事業につきましては、平成28年度から実施しておりまして、令和3年2月末現在、累計としましては、242台でございます。

年度別では、平成28年度は、100台に対して100台。平成29年度は60台に対して60台、平成30年度は35台に対して35台、令和1年度につきましては、35台に対しまして35台、令和2年度2月末現在でございますが、25台に対して12台でございます。

令和3年度につきましては、現段階では50台を予定しております。

次に、設置者からの意見や要望ということでございますが、利用者アンケートでは、迷惑電話がなくなった、減った。迷惑電話から解放されて、心に余裕が生まれた。いわゆる赤いランプが点灯するから、安心して電話に出ることができるというような、満足

をいただいているような御意見が寄せられております。

次に、詐欺手口が巧妙化しているが、どんなフォロー体制かということでございます。

焼津地区防犯協会と協力して、年金振込日に金融機関において振り込み詐欺防止キャンペーンや、災害情報を市のホームページに掲載し、啓発活動を実施しております。

また、焼津警察署においては、金融機関や、コンビニエンスストアへ、高額な振込や支払い時においては、お客様への声かけのお願いを行っているというような状況であります。

以上であります。

○川島 要委員 ありがとうございます。

募集枠に対して大体、応募が、その数、来ていると思うんですけども、新年度50になったというのは何か理由はありますか。枠が倍増していますけど。

○大石一宏くらし安全課長 こちらの事業につきましては、県の補助金も頂いているというような状況から、来年度につきましては、現段階では50台を、焼津市としては設置したいというような要望を上げているところです。

以上であります。

○川島 要委員 利用者の声を聞いても、非常に満足度の高い事業であると思っておりますので、引き続き、充実した体制をよろしく願いいたします。

○渋谷英彦委員長 次、ナンバー6番、藁科委員。

○藁科寧之委員 私から、歳出2款3項1目、戸籍住民システム維持管理費についてお伺いいたします。

前期の令和2年の事業説明から、内容に、移転に要する費用の項目が記述されているわけですが、①として、新庁舎への移転に要する経費に計上された金額について伺います。

②といたしまして、交付システムの停止期間が生じるように思うが、どのようになるのか、お伺いいたします。

○落合和弘市民課長 市民課長の落合でございます。よろしく願いいたします。

それでは、藁科委員にお答えいたします。新庁舎への移転に係る経費につきましては、戸籍総合システムの窓口等の端末移設に伴う設定作業の委託費44万円でございます。

次に、交付システムの停止期間が生じるかどうかということがございますが、戸籍総合システムのサーバーにつきましては、消防防災センター内に設置してございます。そのため、新庁舎に移転する際は、停止期間は発生いたしません。

戸籍関係の端末を移設するためには、個々の端末設定作業が必要になりますので、通信機器への接続を含め、戸籍総合システムの端末が問題なく起動するよう、万全の体制で対応する予定でございます。

以上でございます。

○藁科寧之委員 スムーズな交付がそのまま継続できるということで、安心をいたしました。ありがとうございます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次、ナンバー7番、川島委員。

○川島 要委員 私からは、証明書コンビニ交付サービス事業について、①コンビニ交付

枚数の推移。

②市役所、公民館、コンビニによる交付枚数割合の比較、過去3年ほど。

③曜日別交付枚数。

④市民の動向分析について伺います。

○落合和弘市民課長 川島委員にお答えいたします。

まず最初に、コンビニ交付サービスの交付枚数についてでございますが、平成29年度から3年、それから参考までに、令和2年の現在1月までの数字を申し上げます。

平成29年度は1,620枚、平成30年度が2,482枚、令和元年度が3,385枚、令和2年の1月まででございますが5,269枚でございます。

続きまして、コンビニ交付サービスの交付割合につきましてですが、これについては、コンビニ交付サービスで交付している証明書の種類ごとに、本庁舎、大井川市民サービスセンター、アトレ庁舎、大富、大村公民館、市民センターなどで交付している全体の枚数に対する割合でお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

帳票ごと、平成29年度から令和元年の途中までのパーセンテージで、順にお答えさせていただきます。

まず、住民票の写しでございますが、平成29年から順に1.39%、2.14%、3.14%、7.1%、戸籍証明書につきましては、平成29年から順番に0.45%、0.63%、0.84%、1.5%、それから、税証明につきましては、平成29年度から0.40%、0.72%、0.93%、2.5%。それから、印鑑登録証明書につきましては、平成29年度から1.47%、2.53%、3.39%、それから、令和2年につきましては7.5%となっております、年度でだんだん割合が増えていく状況でございます。

次に、曜日別の交付枚数についてでございますが、コンビニ交付サービスの証明発行業務を委託しております地方公共団体情報システム機構から、交付につきましては、毎月の報告枚数はあるのですが、曜日ごとの枚数がございません。

参考程度でございますが、直近の1月、2月の交付枚数を手で数えてみましたが、曜日ごとに大きな差はなく、大体10%ということになっております。

次に、市民の動向についてでございますが、今年度は、マイナンバーカードの交付枚数の増加とともに、コンビニ交付サービスの利用数も増加しております。

マイナンバーカードの交付の際には、コンビニ交付サービスの利用についても周知をしておりますので、今後も、交付枚数の増加とともに利用が増えるものと考えております。

以上でございます。

○川島 要委員 市民の生活自体が、コンビニにかなり依存した、そういう対応になっていると思いますので、コンビニ交付の内容も充実をして、お願いしたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次、ナンバー8番、増井委員。

○増井好典委員 私からは、歳出の2款3項1目、社会保障・税番号制度事務費に関してです。

マイナンバーカードの普及状況を考慮すると、令和3年度は、より発行枚数は増加するものではないかと予想されます。これは私の主観的な予想なんです、今後の普及を

どのように見込んでいらっしゃるか、お伺いいたします。

○落合和弘市民課長 増井委員にお答えいたします。

今後の普及の見込みでございますが、国のマイナンバーカードの交付スケジュールにつきましては、令和2年度末には住民のおよそ50%、令和3年度末には約70%、令和4年度末には、住民のほとんどの方がマイナンバーカードを保有することを想定してございます。

マイナンバーカードの交付体制の整備や普及促進を推進するために策定しました本市のマイナンバーカード交付円滑化計画では、令和2年11月に改定し、国の想定に合わせて、令和3年度の交付率を約70%としております。

市としては、可能な限り国のスケジュールに沿った交付事務を進めてまいりたいと考えておりますが、現状としては、全国のマイナンバーカードの交付率が令和3年1月末で25.1%と、想定よりも大幅に下回っている状況でございます。

以上です。

○増井好典委員 予算的なもので、若干予算が減っているといった部分も気にはなりますけれども、ただ、交付そのものの手続はそれほどお金を使わない部分もあるなどという感じはしております。

ぜひとも、数多くの方に普及されるように、また、指導のほうもしていただければと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 ナンバー9番、岡田委員。

○岡田光正委員 同じくの話なんですけれども、今年度の発行予定枚数、それで、最終的にそれが終わったら何%になるのか教えてもらえますか。

○落合和弘市民課長 岡田委員にお答えいたします。

本市で、交付円滑計画で、国の想定どおりにしますと、およそ9万6,447枚が必要になります。

ただ、先ほど言いましたけど、現実としてその数字は難しいかなというふうには思いますが、国の予算に合わせての交付枚数なので、そのような形にさせていただいております。

○渋谷英彦委員長 ナンバー10番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 同じ項目ですけど、この事業費の9,862万7,000円、この内訳についてお伺いします。

先ほど、発行枚数のところで、令和1年度5,269枚という御回答があって、違ったかな。もし間違っていたら、もう一回教えてください。

それで、今年度の目標というのを、国の目標で今九千六百幾らだけど、9万か、とてもそこまでいかないというような感じでしたけど、焼津市の目標としてはどの程度に目標ありますか。

○落合和弘市民課長 杉田委員にお答えいたします。

社会保障・税番号制度事務費の費用の内訳でございますが、給料などの人件費に係るものについてはまとめさせていただきまして、その他の費用については節ごとにお答えをさせていただきます。



まず、会計年度任用職員7名の給与、職員手当、共済費、職員時間外手当等、人件費に係る費用が2,215万3,000円、それから旅費が3万4,000円、事業費で10万円、役務費が37万5,000円、それから委託料が354万4,000円、それから、使用料及び賃借料が29万円、それからマイナンバーカードの作成等管理事務を委任している地方公共団体情報システムへの交付金でございます負担金、補助金及び交付金が7,213万2,000円となっております。

次に、令和2年度の目標ということで通告をいただいておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○杉田源太郎委員 目標は幾つで、実際は幾らなのか。

○落合和弘市民課長 まず、現在までの発行枚数につきましては、令和3年1月末時点で、累計で3万9,659枚でございます。

交付率につきましては、28.5%、このうち本年分は1万7,706枚でございます。

令和元年10月に国へ提出した、今回、改定しましたが、改定前のマイナンバーカード交付円滑化計画としましては、令和2年度に、2万4,000枚を交付する想定でございました。その数字からしますと、2月末現在で、達成率74%という形になってございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 今の経費の内訳の中で委託料というのがあったと思うんですけど、この委託内容ってどういうあれですか。

○落合和弘市民課長 これにつきましては、委託費につきましては、プリンターの保守点検等の委託と、それから、交付事務につきまして委託を考慮しております、その委託料が入っております。

○杉田源太郎委員 言葉がよく分からなかったんだけど。

○渋谷英彦委員長 もう一度言ってやってくれる。お願いします。

○落合和弘市民課長 委託料の中には、プリンター……。

○杉田源太郎委員 そこ。

○落合和弘市民課長 プリンターです。

○渋谷英彦委員長 では、次、ナンバー11、藁科委員。

○藁科寧之委員 今、同種の質疑がございましたので、私のほうからは、交付体制を強化して事業の進捗に当たっていただいているわけですが、令和3年度、本予算までの交付目標についてお伺いいたします。

○落合和弘市民課長 先ほど説明させていただきましたが、国の交付の想定に合わせた計画では、交付率を70%でおおよそ9万枚ぐらいまでの交付の目標といたしますか、そういったものを立てております。

○藁科寧之委員 そうしますと、本予算の中で組み込んであります金額は、70%を目標の数値で予算立てがされているということでよろしいのでしょうか。

○落合和弘市民課長 人件費等につきましては、交付のための体制とか、そういったもののお金でございますので、枚数ということではなく、体制づくりの部分でございます。

交付金の中で、国の予算が、補助金になりますけれども、それについては、マイナンバーカードの作成等に係る、関係事務に係るお金が、国のほうの予算によって、配分によって変わってまいります。

ですから、国の交付の予定の枚数に沿って金額が設定されている、算定させている金額でございます。

○渋谷英彦委員長 最後になります。12番、川島委員。

○川島 要委員 私からは、3款4項4目、後期高齢者健診事業費についてでございます。

①として、後期高齢者の健診の受診状況について伺います。対象者何名に対して、受診者何名、受診率は何%ということをお願いいたします。

②として、新年度、約1,000万円近い増額になっておりますけれども、その理由を伺います。

○平田泰之保険年金課長 保険年金課長の平田です。よろしくお願いいたします。

それでは、川島委員の御質疑にお答えさせていただきます。

後期高齢者健診事業費のうち、後期高齢者の健診受診状況についてであります。

令和2年12月末現在の受診者数は4,918人で、全体の対象者数は2万991名であります。

対前年度比で686人の減となっております。

また、受診率は23.43%で、前年同月比で3.96%の減となっております。

次に、予算増額の理由につきましては、健診時に実施する質問表の委託料が、令和2年度の当初予算には含まれていなかったことが主な理由であります。

以上です。

○川島 要委員 対象者の方が増えたということも関係はないんですか。

○平田泰之保険年金課長 川島委員にお答えいたします。

対象者の人数につきましては、昨年度よりも528名増えております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、以上で通告による質疑は終了いたしました。

これについて質疑を打ち切ります。

以上で、議第1号中、市民部所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

以上で本日の議案審査は終わりました。

これで本日の予算決算審査特別委員会を散会いたします。皆様、お疲れさまでした。

閉会（13：41）